

役員・評議員の報酬及び費用に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規程は近藤記念財団（以下、「当財団」という。）の定款第13条（評議員に対する報酬等）、第26条（報酬等）に基づき、理事・監事・評議員に支払う報酬等と費用について規定する。

（定義）

第2条 この規程において、各用語の意義は以下の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費、交通費、手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第3条 当財団の役員、評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- (1) 評議員の報酬は、定款第13条に定める金額の範囲内で、下表に基づき支給する。

役職	報酬内容	年度総額
評議員	会議出席の都度、一人当たり 20,000 円 (同一日に会議が複数回あった場合は一回とする)	定款第13条に定める年度総額（合計） 500,000 円

- (2) 役員の報酬は、下表に基づき、年度総額の範囲内で支給する

役職	報酬内容	年度総額（合計）
理事、監事	会議出席の都度、一人当たり 20,000 円 (同一日に会議が複数回あった場合は一回とする)	800,000 円
監事	監査に係る職務執行の対価として 40,000 円	

上記「一人当たり」の金額は、源泉所得税等所定の税金を控除した後の金額とする。

（謝金）

第4条 役員、評議員が執筆、講師等（以下「執筆等」という。）を行った場合は、対価として謝金を支払うこと

ができる。

- 2 執筆等の謝金の単価は、1成果物あたり 10 万円とする。
- 3 理事長は、必要に応じて、前項の執筆等謝金の単価を減額することができる。
- 4 理事会において出席理事の過半数の合意があった場合に限り、同条2項の会議等謝金の単価を増額することができる。
- 5 上記の金額は、源泉所得税等所定の税金を控除した後の金額とする。

（費用）

第5条 当財団は、役員、評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。旅費交通費は、実費相当額を支払う。

（公表）

第6条 当財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改正）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経た上で行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(附則) 本規程は2017年6月26日より実施する。

制定日：2017年6月26日

改訂日：2024年4月25日